

別府の行政事情 (明治前期3)

大野 保 治

8 別府屯所のこと (別府警察署の沿革)

明治当初から二十年頃まで、別府のムラムラ (生活共同体の村) は村長むらおさの下にどのような生活をし、村の治安はどのようにして維持されていたのであろうか。以下に見るように、近代国家として出発した明治新政府の統治下で、それは大きく変っていった。(この点については本誌題一・二巻に多少とも触れているので参考にして頂きたい)

大正三年と昭和八年刊行の「別府市誌」、さらに第二次大戦中の戦時下、昭和十八年発刊の「大分県警察史」を繙ひもといてみると、当時の治安警備の状況がおぼろげながら判明してくる。つぎに、年代を追って「別府屯所」、つまり後の別府警察署の沿革をたどってみることにしよう。

○明八・一二・一〇
(二八七五)

速見郡別府村に別府屯所を開所
第一大分出張所に所属、第八屯
所となる。

○明九・一一

右、第二屯所と改称

○明一〇・一一

別府分署と改称、大分警察署に
所属

○明一一・一二

郡町村制編成のため、別府分署
は一一カ村を管轄

○明一三・一一

大分警察署が大分県警察本署と
併合されたため、本署直轄とな
り、速見群内二〇カ村を管轄。

○明一五・一一

警部一名、巡查一九名配置
大分警察署が県警察本署より独
立したため、別府署は速見群一

七カ村を管轄

○明二〇・六

速見群警察署管下に入り、駐在

所一カ所、一九カ村を管轄

明治六年（一九七三）創設の内務省が全国各府県の警察機構の整備・拡充にのり出すのは、八年に入ってからである。その頃まで全国では「捕亡吏」とか「邏卒^{らそつ}」、処によっては「番人」、その詰所^{つめしょ}も「出張所」「取締所」「監視所」から「屯所」などの名称が勝手に使われていた。内務省では、こうした区々^{まぢまぢ}の名称を統一する仕事から始まった。当時、県域は、大分県警部の指揮下に、次のような五区に分けられていた。

- | | | | |
|-------|-------|-------|----|
| 第一出張所 | 大分 | 第四出張所 | 竹田 |
| 第二出張所 | 高田 | 第五出張所 | 佐伯 |
| 第三出張所 | 隈（日田） | | |

大分県域で主要な県行政の中心地、したがって交通・商業の盛んなこの五町で、捕亡吏の勤務場所は本県では「出張所」とか「屯所」と呼ばれていた。

参考までに、この五町に県北の中心地、中津の町が含まれていないのは、当時下毛と宇佐の二郡がなお小倉県

に所属していたためで、この二郡が全国的な府県の統廃合で福岡県に統合されたのが明治九年四月十八日、さらに四ヶ月後の八月二十一日付けで我が大分県に編入された。当時の行政区画制度Ⅱ大小区制に準拠して、下毛郡が第九大区、宇佐郡が第十大区となり、今日のような大分県域が確定をみたのである（「大分県史」近代編工を参照のこと）。

ここで、明治新政府発足当初、警察制度の全国的状況から見ることにしよう。

明治新政府は廃藩置県（明治四年一九七一）前後、他の諸制度と同様に、近代ヨーロッパ先進諸国の警察制度（とりわけフランス）の制度を模倣して取り入れたのであった。これがいわゆる「ポリスの制度」であり、これにならってまず東京府下での警備を統一しようとしてかつての旧藩の士族から成る警固卒・邏卒^{らそつ}を置いた。これを通称「ポリス」と称し、警具として三尺棒を持たせ、その制度も西欧並みの洋服着用に決めた。

当時、警察所轄方の大蔵省では、四年十二月各村県に対して「適宜ノ人員撲用（採用）」により県捕亡吏を置

くよう通知している（「内務省史」第三巻）。

そのため、本県でも翌五年一月、経費を県費で負担し任免（人事権）も県でおこなう地方捕亡吏（のち邏卒）の制度を採用している。のち五年八月、司法省では、司法職務定制（注、設置法に該当するもの）を定められ、その中で全国的に重要な府県から順次「裁判所」と「検事局」を設置することが決められ、以後、捕亡吏の業務は検事局が所管するとした。同時に、地方邏卒と捕亡吏の職制が定められ、本県でも「捕亡吏取締並捕亡吏勤方規則」を定めている。その一部を見よう。

一 日々捕亡吏取締一名、捕亡吏二名、更番（交番）

シテ宿直改スベキ事

一 死刑ノ節、執刀並ビニ懸錘ハ捕亡吏取締コレヲ勤

メ、笞杖刑ハ捕亡吏コレヲ勤ムベキ事

一 出役先ハ勿論、平常粗暴ノ挙動ハ申スマデモ無ク

渾テ威權ガマシキ振舞コレ有ル節ハ、本人ハ勿論

取締ノ者越度タルベキ事

一 兩人宛昼夜更番ニテ市中巡邏致シ、見聞ノ趣及ビ

胡乱ノ者コレ有リ候ハバ、直チニ聴訟課へ届出ス

スベキ事

一 賄賂ハ勿論、聊ノ品タリトモ差贈リ候者ノ節ハ直

ニ差返シ、其ノ旨聴訟課へ届出ル事

第二次大戦まで、天皇制国家のもとで強大な警察権力を行使していた内務省の設置は、明治六年十一月である。その前、四年七月に設置されていた司法省は、全国の警察を統一的に把握する「警保寮」を設けてその権限を掌握していた。内務省が設置されたため、この司法警保寮が内務省に移管されたのが七年一月。これから行政警察的機能は、しだいに内務省において発揮されることになった。

我が国における近代的警察制度の創始者は、周知のとおり薩摩藩士の出である大警視、川路利良である。彼は欧米の制度にならない、行政警察制度を発足させ、とかく混乱しがちであった行政警察と司法警察とを分け、「行政警察予防ノ力及バズシテ法律ニ背ク者アルトキ、其ノ犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トナル」と明定する一方、前者は内務省、後者は司法省の管掌としたのであった。このほか、従来の捕亡吏を「邏卒」の名称に統

一し、のち同年六月の地方官会議で「巡查」と改め、さらに一等〜四等の四階等に分けて各俸給が定められた（第一表参照）。

つづいて明治八年、冒頭に述べたように、内務省では各府県の警察機構の整備と拡充にのり出した。内務省設置前からあった捕亡吏出張（取締）所・監視屯所・邏卒（番人）屯所など区々まちまちの名称を統一して「警察（または警部）出張所」と「巡查屯所」とし、同年十二月にその設置基準を定めている。この時、大分県には、内務省より「金、五千八百八円」が下賜され、以来、県下の警察

明治12年 巡查俸給表

項目	階	等	月給
巡 査	1等	上等	10円
		下等	9円
	2等	上等	8円
		下等	7円50銭
	3等	上等	7円
		下等	6円50銭
	4等	上等	6円
		下等	5円50銭

（明治12年『大分県統計表』より）

明治12年 処断犯罪件数調

犯目	人員 (名)	犯目	人員 (名)
窃盗	706	賭博	624
常人盗	132	失火	131
準窃盗	151	過失傷害人	20
窃盗私和	52	棄毀損壊	46
闘毆偽	69	諸犯則	286
詐偽	62	県条規違反	41
雑犯令	227	その他	170
違令	65		
合計	2,782名		

（明治12年『大分県統計表』による）

署機構は逐一整備されていた。こうして県下に「五警察出張所」と、その配下の「巡查屯所」が置かれたことも前述したとおりである。のち明治十年一月、内務省通達により、従来の出張所―屯所はそれぞれ警察署―警察分署と改称され、新たに分署の下部に「派出所」（のち駐在署）を置き、ここに近代的警察制度が全国的に網の目のように張りめぐらされたのであった。

なお、別府屯所＝別府警察署が当初は大分出張所の第二屯所として、郡町村制施行後は速見郡行政の中核として、次第に重要な地歩を占めていったことを示している

9 県北四郡一揆と速見郡、刑罰のことなど

明治十年（一八七七）の西南戦争と、これに呼応して起きた県北四郡（下毛・宇佐・国東・速見の各郡）一揆に、速見群別府地区のムラムラ（第二大区一三小区一五小区）の人たちがどのようにかかわっていたかは定かではない。だが何人かの人たちが関与していたことは、次に見るように間違いない。

当時の県政の公式記録書「県治概略」に示された史実に基づき、以下に述べてみることにしたい。

西南戦争に呼応して明治十年三月三十一日、中津士族増田宗太郎ら六〇名が挙兵し、中津支庁（県出張所）と中津警察分署を襲撃したあと、四月二日には大分県庁を襲った。だが結局、県庁を陥れることはできずに、別府へと退却したところに、翌三日別府湾日出沖に官軍の軍艦浅間丸が警視兵四百名を乗せて入港。直ちに、中津と肥後の二組に分かれて攻め進んだ。一方、増田の蹶起に呼応して宇佐・下毛二郡で起きた農民一揆は、国東と速見両郡に広まった。その一揆の状況は、

各小区用務所、学校吏及び富農富商ノ民宅ニ放火シ

或ハ破毀ス。焼毀ヲ以テ脅迫ノ具トナシ、異句同音他衆ヲ扇動ス。故ニ所在ノ民衆起キ、皆コレニ応ズ。幾万ノ多キニ至ル。手毎ニ竹槍ヲ携ヘ、数手ニ分レテ猖獗ヲ極メ、暴動タダナラズ。説論ノ道断ヘ、制止スル処ナク、惨害実ニ酷シ。

もともと、この一揆は、中津隊の扇動と地租金割り戻し等の要求に端を発したのであるが、その背景には「（明治）八年以来ノ苛烈ナ旱」と「地租改正」の影響があった。県北四郡は三カ年連続の旱害のため、各農家では「田畑、衣類ニ至ル迄典（転）売致シ、非常ノ金策ヲ以テ貢租」、したほどの窮状であった。凶作に苦しみ、重税と公租金などの負担にあえぐ農民の、日頃の不満と新政府への疑惑が一気に噴出し、彼らをして負担の軽減を求める一揆へと走らせたのである。

そのため十年四月、大分県令・香川真一は「旱害ニ付キ、地券税金ノ内拝借ノ義ニ付キ上申」（書）を政府に提出した。これに対して大蔵大輔・松川正義（前日田県令）は、納税延期を聴き届けた。すなわち、県北四郡の二二五カ村に対し、地券税のうちから一八、三八〇円の

一〇カ年賦償還が認められ、この一揆は終了している。

ところで、この一揆の関係者の処罰はどうであつたらうか。新政府の威光を背景に、全員に次のような嚴罰が加えられたのである。

○懲役（終身〜一年） 九五名

○杖刑（二〇〇〜四〇〇） 六〇二名

○贖金（二九円一三錢七厘〜五〇錢） 七、三二一名

○笞刑（七〇〜二五） 三〇名

○付和隨行罪贖金（三円〜五〇錢） 一四、一八九名

合計 二二、二三七名

このうち、速見郡関係者をみると、懲役四名（一〇年三名、一年一名）、杖一名（七〇回一名）、贖金一二名（三円二名、二円七五錢一〇名）、笞なし、付和隨行罪贖金八八名（二円二五錢五五名、一円五〇錢三三名）、合計一〇五名である。前掲書には、小区ごとの明細は記載されていないので、詳細は判明しない。

ここで、明治当初の刑罰規定について触れよう。

廃藩置県のと、県治条例（太政官布告）に基づいて

明治五年一月二十七日制定された「（大分県）庁中仮規

則」には、次のような規定が見られる。

一 何ノ賊ニテモ、参事許可ノ上逮捕スベシ。

一 聴訟鞠獄ハ人民ノ一重事ナレバ、高声激語ヲ以テ

快トナシ、或ハ猥ニ鞭撻ヲ用ヒ、訟獄者ヲシテ畏

縮セシムベカラズ。

一 三八ノ日、訴状ヲ請ケ取ルベシ。

一 同日、目安箱ヲ開クベシ。

第一項の「参事」役に触れると、この当時の官治機構として官員の構成は、県令（または権令）―参事―権参事―七等出仕（以上〓判仕官）―典事―大属―小属―史生―出仕（以上〓判仕官）となっていた。したがって、この参事役は、現在では部長・局長クラスに当たるのであるまいか。つづいて第二項は、犯罪の容疑者や服役者に対する官員としての心構えを説いている。

第三項の「三八ノ日」とは、毎月の三・一三・二三日

と八・一八・二十八日の各日。裁判の訴状受理の日をことうした日に決めたのは、地方官の数が少なく毎日の受理には繁雜であつたからであろう。また、「三八ノ日」に

「目安箱」を開くように、との規定が第四項である。こ

の目安箱とは、徳川期、庶民の要求や不満などの投書を受けるために、評定所ひょうじょうしやうなどのお役所の玄関先に取り受けられたものである。現代風にいえば、「投書箱」のよ
うなものであった。

大分県では明治六年三月十八日、県下各会所（注、県庁の出先機関）詰の「捕亡吏」を廃止する旨達している。その理由は、県財政の窮乏による。県達の内容は、廃止後は、本庁より時々「巡查致」すが、この機に乗じて「兇漢ノ徒」が悪事を働くかも知れず、各小区ではかねて約束し、窃盗強盗はもちろん乱暴狼藉らんぼうろうじやくを働く者は人民協力して取り押えておき、この旨戸長より会所へ届け出ること。もっとも強盗など、手に余れば捕縛してよいが、みだりに「拷訊」こうしん（注、拷問を加えて訊問すること）などしてはならぬ、と。

別府のムラムラも含めて、県下の町村の治安状況はこの一布達をもって、およそ察知することができよう。当時の農村での「犯罪」は、いつの世も変わらず、生活苦のための窃盗・強盗が多かったのである（第二表）。

明治初期の大分県で、刑罰はどのように実施されてい

たのであろうか。維新後、新政府は、各府藩県に対して新律（注、新刑法）御布令の時まで暫時の間、これまでどおり「徳川刑法」、つまり主に御定書ごていしょ百箇条をもって全国の刑律を統一しようとしたのである。こうして新政府により「仮刑律」、三年に「新律綱領」、つづいて六年には「改定律例」が制定された。いずれも中国流の刑律であり、基本刑としては笞・杖・徒・流・死の五刑で、その大部分に「贖銅」の制が認められていた。この制度は、官人らに実刑を科する代りに、相当額の銅を収めさせる換刑である（中・近世）。近代に入って、貨幣で刑罰を償うということになった。

当時の犯罪には窃盗・強盗のほか、賭博（博奕）も多かった。そのため、県布達には、これの注意方や取り締まりが再三見られる。例えば九年二月十三日付けの「賭博云々達」えんぐんたし（県警第八号達）では、県内第一大区一五小区の某村（国東町）では、村民の一部がどうしても止まないで村定で「賭博定約」をきめ、今後違約の者には三十日間道路堤防の修理をさせるというのである。

明治三年十二月に作られた「新律綱領」の中で見られ

る「賊盜律」には、二二カ条にもおよぶ区分律があった

窃盜 強盜 盜田野穀麥 詐欺取財 恐喝取財

兇徒聚衆 常人盜 盜官私牛馬 親屬相盜など

この新律は中国風の刑罰体系であるため、農民一揆の罪は「兇徒衆ヲ聚ムル罪」として嚴刑が科せられていた。

維新直後にあつては、藩政時代の殘虐な刑罪、例えば晒・火焙・鋸挽・磔などが見られたが、この新律綱領ではあらかた姿を消し、死刑執行の方法も「斬」

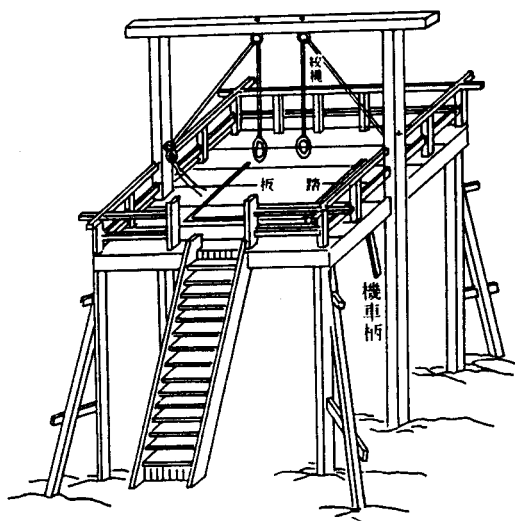
「絞」「梟」にしばられた。明治六年の「改定律令」

(一一二図・一四律・全文三一八条)が出現してからは

「寛恕ノ御趣旨」にそい、死刑は原則として「絞首」の一種とされた。こうして刑罰の基本体系は、生命刑として

の絞首刑、身体刑としての懲役刑(徒刑)、財産刑としての収贓(贓品に没収)の三本立てに簡略化され、今日の刑罰制度の原形が築かれたのである。

参考までに、死刑執行の方法も、明治当初の単純な構造の絞柱懸垂式から、イギリス式の刑具を模倣した高台絞架式に六年二月から改められている(第一図参照)。



なお、本稿に関して関心をお持ちの方は、昭和五十九年三月刊行の「大分県史」(近代編工、通算第一六卷)中の第二章第二節「軍事・警察・裁判制度の成立」を併読して下さいを希望します。